

# 笠戸島地区コミュニティバス運行業務委託仕様書

## 1. 業務期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

令和 8 年 9 月中に実施する無料乗車体験会（運行期間は 2 週間程度）の運行を含む。

実際の運行開始日は令和 8 年 10 月 1 日である。

運行開始後は、日曜、祝日、令和 8 年 12 月 29 日（火）から令和 9 年 1 月 3 日（日）を除く毎日の運行とする。

## 2. 業務内容

### （1）運行形態

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送での運行を行う。

### （2）運行内容

① 運行区域は、下松市笠戸島地区（別図）とする。

② 運行形態は、下松市深浦のサイコロトイレと周南記念病院間（一部下松駅前）の路線を定めた定時運行（以下、「定路定時運行」という）を行い、一部区間でフリー乗降区間を設ける。

③ 乗降は、一部片側クローズドを採用する。サイコロトイレから発車する便は下松駅から周南記念病院の間は乗車できず、周南記念病院から発車する便は周南記念病院から下松駅の間は降車できない。

### （3）運行ダイヤ等

別表 1 の時刻表のとおりとする。

## 3. 運行車両等

### （1）使用する車両は、下松市が用意する定員 10 人乗りにて運行するこ

と。

また、運行に際しては車両、運転者及び搭乗者等に対して必要な保険に加入する等の手立てをすること。

(2) 下松市が指定する給油所で運行に必要な燃料を給油するものとし、その費用は下松市が支払うものとする。

(3) 運行車両を保管できるスペースを確保すること。

(4) 運行車両の整備点検・修繕に係る費用は下松市が負担する。ただし、毎回の運行前に下松市が指定する点検項目に従い、車両点検を行うこと。

(5) 運行車両は、常に良好な状態であるよう清掃を行うこと。

#### 4. 利用料金等

別表2の料金表のとおりとする。

#### 5. 業務報告

業務報告として、別に定める当月分の業務日報及び業務月報を作成し、速やかに下松市へ提出するものとする。

#### 6. 委託料

委託料は人件費、車両管理費ほか、業務に必要なその他の経費及び消費税を含むものとする。

#### 7. 業務執行体制

(1) 運行管理責任者

運転手とは別に、安全運転管理者の要件を備える運行管理の責任者を配置し、次に掲げる業務を行うこと。

① 普通自動車第二種免許以上を有している者、若しくは普通自動車第一種免許で交通空白地有償運送運転者講習を修了している者以外の者に運転させないこと。

② 運行開始前に、運転者に対し対面により次の確認を行い、指示を与える、記録するとともにその記録を保存すること。

また、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができない恐れの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存すること。

③ 運転者に対し、乗務記録等を作成させ、その記録を保存すること。

## (2) 整備管理責任者

車両の点検及び整備に関する知識や技術を有する整備責任者を配置し、適切に点検及び整備を実施すること。

## 8. 運行に関する注意義務等

乗車定員をオーバーする等の理由により本業務によって輸送するべき旅客を輸送できない場合は、追加の便又はその他の方法により利用者を輸送するものとし、当該輸送に要した費用については、委託料とは別に下松市が負担する。

なお、道路交通法（昭和35年法律第105号）等、運行に関係する法令を遵守して運行にあたること。

## 9. 緊急時の対応

不慮の事故等により本業務の遂行に障害が発生した場合には、その事由を下松市へ伝え、代替車両の手配等、速やかな対応を行うこと。